

## 支配株主等に関する事項の開示

### (1) 上場規程に基づく開示義務

支配株主又はその他の関係会社を有する上場会社は、事業年度経過後3か月以内に、支配株主等に関する事項を開示することが義務付けられています。

【上場規程第411条第1項、施行規則第412条】

#### 【支配株主の定義について】

- ・ 「支配株主」とは、次の①②のいずれかに該当する者をいう。
  - ① 親会社
  - ② 主要株主で、当該主要株主が自己の計算において所有している議決権と、次に掲げる者(③④)が所有している議決権とを合わせて、上場会社の議決権の過半数を占めているもの(①を除く。以下「支配株主(親会社を除く。)」という。)
  - ③ 当該主要株主の近親者(二親等内の親族をいう。以下同じ。)
  - ④ 当該主要株主及び③が、議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等(会社、指定法人、組合その他これらに準ずる企業体(外国におけるこれらに相当するものを含む。))をいう。)及び当該会社等の子会社

【上場規程第2条第42号の2、施行規則第3条の2】

- ・ 「支配株主等」とは、上記①、②、③、④又は⑤その他の関係会社のいずれかに該当する者をいう。

(参考) 主要株主の近親者が議決権を所有している場合において、「②支配株主(親会社を除く。)」の判断にあたって注意を要する例

- 上場会社の主要株主(個人)が議決権の45%を、また、当該主要株主の弟が同6%をそれぞれ自己の計算において保有している場合。  
→ 当該主要株主が「②支配株主(親会社を除く。)」に該当します。
- 上場会社の主要株主(個人)が議決権の40%を、また、当該主要株主の弟が同11%をそれぞれ自己の計算において保有している場合。  
→ 当該主要株主及びその弟が、それぞれ「②支配株主(親会社を除く。)」に該当します。

#### 【開示に関する注意事項】

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。
- ② 原則として、最近事業年度の末日現在の状況について記載してください。ただし、その後、支配株主又はその他の関係会社の異動が生じた場合は、その状況を踏まえて最近日現在の状況について記載してください。
- ③ 非上場の親会社又はその他の関係会社を有している上場会社に限らず、支配株主又はその他の関係会社を有しているすべての上場会社が開示義務の対象となります。

### (2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、親会社、支配株主(親会社を除く。)、その他の関係会社又はその他の関係会社の親会社の状況及び上場会社との関係等について、所定の開示事項を掲記し、開示・記載上の注意(細字)を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

#### a. 親会社、支配株主(親会社を除く。)、その他の関係会社又はその他の関係会社の親会社の商号等

- ・ 親会社、支配株主(親会社を除く。)、その他の関係会社又はその他の関係会社の親会社について、
  - ① 商号又は名称、② 上場会社の議決権に対する所有割合(間接所有を含んだ割合を記載すると

ともに、間接所有の割合を内書きとして記載する。)、③ その発行する株券等が上場されている金融商品取引所等(外国の金融商品取引所及び組織された店頭市場を含む。)の商号又は名称を記載する。

- ※ 事業年度の末日と異なる日がある価証券報告書に記載される大株主の状況に係る基準日(「株主等基準日」)である上場会社は、②の上場会社の議決権に対する所有割合については、株主等基準日現在の内容を記載してください。
- ※ ②の間接所有の記載において、「親会社」「その他の関係会社」「その他の関係会社の親会社」では間接所有分の議決権割合を、「支配株主(親会社を除く。)」では、支配株主への該当性を判断するに際し合算対象となる者(【支配株主の定義について】の③④)の所有する議決権割合を記載してください。

#### b. 親会社等が複数ある場合は、そのうち上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社等の商号又は名称及びその理由

- ・ 親会社等が複数ある場合は、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社等の商号又は名称及びその理由を記載する。複数の会社等が上場会社に与える影響が同等であると認められる場合は、そのすべての会社について記載し、影響が同等であると認められる理由を記載する。
- ※ 親会社等が複数でない場合は、この項目を設ける必要はありません。
- ※ 親会社又はその他の関係会社が存在しない場合(「支配株主(親会社を除く。)」のみの場合)は、この項目を設ける必要はありません。
- ※ 親会社等が複数ある場合における上場会社に与える影響を判断するにあたっては、上場会社の意思決定や事業活動に与える影響の大きさについて検討することになります。一般的には、議決権(間接保有を含む。)をより多く有している親会社等や、最終的な影響力を行使し得る立場にあり、企業グループとしての方向性を決定できる資本上位会社である親会社等が、影響が最も大きいものと考えられます。ただし、形式的にそのような立場にあっても影響力が実際には行使されず、議決権所有割合の少ない親会社等や、相対的に資本下位会社であっても人事、取引等の関係を通じて日常的な意思決定や事業活動に影響を与えることができる親会社等が、むしろ影響が最も大きいものと考えられる場合も想定されます。そのため、支配株主等に関する事項の開示においては、上場会社の意思決定や事業活動に与える影響について、各社の実状に照らして、総合的に勘案して判断してください。

#### c. 非上場の親会社等に係る決算情報の適時開示が免除されている場合、その理由

- ・ 親会社等(\*1)が、上場株券等の発行者でない場合(\*2)で、当該親会社等について、非上場の親会社等に係る決算情報の適時開示が免除されているとき(上場規程第411条第3項の適用を受ける場合)は、当該免除を求めるに当たり当取引所に提示した理由を記載する。
  - (\*1) 親会社等が複数ある場合には、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社のことをいう。上場会社に与える影響が最も大きい会社が複数ある(影響が同等である)場合は、上場会社が選択したいずれか1社のことをいう。
  - (\*2) 国内の金融商品取引所に上場されている株券等の発行者又は外国の金融商品取引所若しくは組織された店頭市場において上場若しくは継続的に取引されている株券等(預託証券を含む。)の発行者でない場合をいう。
- ※ 該当しない場合は、この項目を設ける必要はありません。
- ※ 親会社又はその他の関係会社が存在しない場合(「支配株主(親会社を除く。)」のみの場合)は、この項目を設ける必要はありません。

#### d. 親会社等の企業グループにおける位置付けその他の親会社等との関係

- ・ 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けや親会社等からの独立性の確保の状況等について、以下の事項を記載する。
  - (a) 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けについて、親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的関係、資本関係などの面から記載する。
    - ※ 特に、親会社等又はそのグループ企業との間で、役員・従業員の上場会社役員との兼務や相当数の出向者の受入れがある場合(注)、金銭等の貸借関係、保証・被保証関係等がある場合、主要な製品に係るライセンス等の供与がある場合、営業取引における依存度合いが著しく高い場合、重要な製造設備等について貸借関係等がある場合などにあつては、これらの状況(数、金額、構成比等を用いて具体的に)及びそのような形態を採っている理由を記載することが望まれます。

(注) 親会社等又はそのグループ企業の役員又は従業員が、上場会社の役員を兼務している場合及び親会社等又はそのグループ企業から出向者の受入れがある場合には、その内容(人数、役職(出向者の場合は部署名)、親会社等又はそのグループ企業名等)及

び理由について記載することが望まれます。

(b) (a) の記載を踏まえ、親会社等の企業グループに属することによる事業上の制約、リスク及びメリット、また、上場会社が、親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的関係、資本関係などの面から受ける経営・事業活動への影響等についても記載する。

(c) 上場会社は、親会社等の企業グループとしての経営方針や親会社等による議決権保有・行使による影響を受けて活動する中においても、上場会社として、事業活動や経営判断において一定の独立性を有することが必要となるが、(b) に記載した親会社等の企業グループに属することによる事業上の制約、親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的関係、資本関係などの面から受ける経営・事業活動への影響等がある中における、親会社等からの一定の独立性の確保に関する考え方及びそのための施策について記載する。

(d) (a) ～ (c) を踏まえて、親会社等からの一定の独立性の確保の状況について、理由を含めて記載する。

- ※ 親会社等が複数ある場合は、各社ごとに記載する方式又はまとめて記載する方式のいずれでも差し支えないものとします。
- ※ 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置けや親会社等からの独立性の確保の状況等については、親会社等の企業グループとの関係とそれらが上場会社の独立性に及ぼす影響等及び独立性の確保に関する施策などを関連づけて記載することが望まれます。

#### e. 支配株主等との取引に関する事項

- ・ 「関連当事者との取引」に関する注記（財表規則第8条の10又は連結財規第15条の4の2）のうち、支配株主等との取引に関する事項を記載する。
- ※ 決算短信において、財務諸表又は連結財務諸表中に、「関連当事者との取引」に関する注記を記載している場合には、当該注記を参照する旨を記載することで足りるものとする。

#### f. 支配株主を有する場合は、支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

- ・ コーポレート・ガバナンス報告書の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に定める方策の履行状況を記載する。
- ※ 当初、支配株主を有していないため、コーポレート・ガバナンス報告書に上記指針を記載していなかった場合であって、その後、支配株主を有することとなったときは、遅滞なく、上記指針を記載・変更のうえ、同報告書を提出してください。

【上場規程第419条第1項】

#### g. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

## (参考) 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けや親会社等からの独立性の確保の状況等についての開示例

親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けや親会社等からの独立性の確保の状況等については、親会社等の企業グループとの関係とそれらが上場会社の独立性に及ぼす影響等及び独立性の確保に関する施策などを関連づけて記載することが望まれます。参考までに開示例の骨子を掲げると以下のとおりです。

なお、親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けや親会社等からの独立性の確保の状況等は、それぞれ上場会社によって異なると考えられますので、参考例1～3の例の記載に限らず、広範かつ具体的に記載するようにしてください。

	参考例1	参考例2	参考例3
	(営業取引における依存度合いが著しく高い場合)	(役員・従業員の上場会社役員との兼務や相当数の出向者の受入れがある場合)	(主要な製品に係るライセンス等の供与や重要な設備等について賃貸借関係等がある場合)
① 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付け、親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的・資本的關係	(株)〇〇は当社議決権の△%を所有する親会社です。当社は親会社の企業グループの中で□□事業分野に属し××事業を担う唯一の企業であります。当社は親会社の企業グループから◇◇製品の一部品である●●の生産を受託しており、●●の親会社の企業グループに対する売上比率は約▲%となっております。	当社及び親会社の企業グループは、〇〇に関するサービスを提供しております。このうち当社は△△に関する事業を行っており、親会社の企業グループと類似した事業を営んでいますが、□□の点で事業領域が異なっております。当社は△△事業を推進するに当たり、親会社の企業グループとの一定の協力関係を保つ必要があると認識しております。そこで、当社には親会社との経営情報及び技術ノウハウの交換等を目的として、親会社との兼任取締役×名が就任しております。また、当社の◇◇部門の●●を目的として親会社の企業グループから▲名を出向者として受け入れております。	当社は親会社である(株)〇〇の△△事業部門を分離独立して設立されたことから、□□に関する基本的な技術は親会社が有しており、親会社と□□技術に関するライセンス契約を締結しています。また、当該ライセンス契約に基づき売上高の×%をロイヤリティーとして親会社に支払っているほか、当社の支店●●店のうち▲店の親会社からの賃借や…などの取引関係があります。その概要は以下のとおりです(最近事業年度の取引内容や、金額、比率などを表形式などにより記載(「関連当事者との取引」に関する注記を記載している場合にはその旨))。
② 親会社等の企業グループに属することによる事業上の制約、リスク及びメリット、親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的関係、資本的關係などの面から受ける経営・事業活動への影響など	(株)〇〇は当社の議決権の△%を所有しておりますが、事業活動を行ううえでの承認事項など親会社からの制約はありません。親会社の企業グループは当社の大口、かつ、安定した取引先ですが、親会社の企業グループに対する売上比率が約▲%と高いため、当社の業績は親会社の企業グループにおける◇◇製品の販売動向に大きく依存する状況にあります。	当社は、…といった効率的な事業運営や…などの顧客満足度の向上を目的として、親会社の企業グループと一定の協力関係を構築しております。このような中、当社の取締役◆名のうち社外取締役である×名は親会社の取締役を兼任していることから、親会社の▽▽に関する方針などが当社の経営方針の決定などについて、影響を及ぼし得る状況にあります。また、現状◇◇部門の従業員▼名のうち▲名は親会社の企業グループからの出向者であり、当社の◇◇は当該出向者に相当程度依	親会社とのライセンス契約に基づく□□技術を用いた当社製品の売上高は◆◆百万円、総売上高の▽%となっており、本ライセンス契約が更新されない場合には当社の業績に影響を及ぼします。また、親会社の△△事業部門を分離独立して設立されたことから、親会社からの支店の賃借や…などの取引関係を有しており、当社の事業基盤の一部について親会社に依存している状況にあります。 なお、親会社とのライセンス契約は契約当事者からの申し出がない限り2年ごとに自

	参考例 1	参考例 2	参考例 3
	(営業取引における依存度合いが著しく高い場合)	(役員・従業員の上場会社役員との兼務や相当数の出向者の受入れがある場合)	(主要な製品に係るライセンス等の供与や重要な設備等について賃貸借関係等がある場合)
		存している状況にあります。	動更新されることとなっており、現在当該契約が更新されない事象を認識していません。
③ 親会社等の企業グループに属することによる事業上の制約、親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的関係、資本関係などの面から受ける経営・事業活動への影響などがある中における、親会社等からの一定の独立性の確保に関する考え方及びそのための施策	当社の親会社の企業グループへの売上比率は高いものの、当社では独自の研究開発、市場調査、企画、購買、生産、販売活動を行ったうえで、親会社の企業グループへ●●を販売しております。親会社の企業グループとの取引条件は各企業と個別協議により決定されており、その他親会社の企業グループ外企業の取引条件と同様のものとなっております。また、当社は親会社の企業グループからの事業活動の独立性を高めるため、親会社の企業グループ外への販売経路の拡大にも努めており、親会社の企業グループに対する売上比率も漸次低下する見込みです。	当社は、親会社の企業グループと類似した事業を営んでいますが、□□の点で明確な事業の棲分けがなされており、親会社の企業グループから当社の自由な事業活動を阻害される状況にはないと考えております。また、当社は、親会社との経営情報及び技術ノウハウの交換などを目的として、親会社から兼任取締役が就任しておりますが、当社の取締役のうち親会社の兼任取締役は×名と半数に至る状況にはなく、その就任は当社からの要請に基づくものであることから、独自の経営判断が行える状況にあると考えております。今後は、経営の独立性を一層高める観点から、親会社の企業グループ外からの社外取締役の登用も検討しております。また、当社の◇◇部門へ親会社の企業グループから相当数の出向者を受け入れておりますが、これは●●を目的として当社が依頼したものであります。さらに、出向者のうち管理職などの重要な役職にある者はありません。近年◇◇部門の●●が図られてきたことから、今後は出向者の帰任やプロパー社員の採用の拡大、また、出向者の転籍などにより出向関係の解消が進むと考えております。	当社では独自の研究開発活動を行っており、親会社とのライセンス契約に基づく□□技術を用いない当社製品の売上高は総売上高の▼%であり、当該ライセンス契約に基づく技術のみに依存している状況にはありません。また、親会社との賃貸取引などは、…に関する部分であり、当社の事業方針や事業基盤の根幹に影響を与えるものではないと考えております。さらに、親会社からの支店賃借や…などの取引は、…のために現状当社にとって必要な取引であると認識しておりますが、当社独自の体制整備に伴い順次解消しております。なお、親会社との取引条件などは近隣相場や市場価格を参考に双方協議のうえ合理的に決定されております。
④ 親会社等からの一定の独立性の確保の状況(理由を含む)	親会社からの事業上の制約はなく、独自に事業活動を行っており、また、親会社の企業グループへの価格交渉力を有するなど、親会社からの一定の独立性が確保されていると考えています。	当社は親会社の企業グループと緊密な協力関係を保ちながら事業展開する方針ですが、親会社の企業グループとの事業の棲分けがなされており、親会社兼任取締役の就任状況や出向者の状況は、独自の経営判断を妨げるほど	当社は、親会社とのライセンス契約や賃貸取引など、事業基盤の一部を親会社へ依存しております。しかしながら、当社独自製品の売上構成比は▼%と低いものではないと認識しております。また、親会社との賃貸取引などは、

	参考例1	参考例2	参考例3
	(営業取引における依存度合いが著しく高い場合)	(役員・従業員の上場会社役員との兼務や相当数の出向者の受入れがある場合)	(主要な製品に係るライセンス等の供与や重要な設備等について貸借関係等がある場合)
		のものではなく、一定の独立性が確保されていると認識しております。	当社の事業基盤全体に影響を与えるものではありません。よって、親会社との取引は、当社全体としての独立性を妨げるほどのものではないと考えています。

(役員・従業員の兼務状況)

役職	氏名	親会社等又はそのグループ企業での役職	就任理由
非常勤取締役	××	親会社〇〇(株) 取締役技術本部長	技術ノウハウの交換等のため当社から就任を依頼

(注) 当社の取締役●名、監査役▲名のうち、親会社との兼任役員は当該1名のみである。

(出向者の受入れ状況)

部署名	人数	出向元の親会社等又はそのグループ企業名	出向者受入れ理由
〇〇部	□名	親会社●●(株)	〇〇部門強化のため当社から依頼
××部	△名	親会社の子会社(株)▲▲	××部門強化のため当社から依頼

(注) 年 月現在の当社の従業員数は●名である。

## 非上場の親会社等の決算情報

### (1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社は、親会社等（\*）の「事業年度若しくは中間会計期間（当該親会社等が四半期財務諸表提出会社である場合には、四半期累計期間）又は連結会計年度若しくは中間連結会計期間（当該親会社等が四半期連結財務諸表提出会社である場合には、四半期連結累計期間）に係る決算の内容が定まった場合」は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

【上場規程第411条第2項、第3項】

（\*）開示対象となる親会社等については、非上場の親会社等に限定されています。詳細は、後述の〔開示対象となる親会社等について〕を参照してください。

### 〔開示に関する注意事項〕

- 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。

### (2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、当該親会社等の概要を記載したうえで、所定の開示事項（太字）を掲記し、開示・記載上の注意（細字）を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

#### a. 親会社等の概要

- ・ 名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金を記載する。

#### b. 当該親会社等の財務諸表

- ・ 貸借対照表及び損益計算書を添付する。キャッシュ・フロー計算書を作成している場合にはキャッシュ・フロー計算書も添付する。

※ 金商法に基づく財務諸表を作成している場合には、当該財務諸表を開示する。会社法による貸借対照表及び損益計算書のみ作成している場合には、当該書類を開示する。

※ 連結財務諸表、中間財務諸表、中間連結財務諸表、四半期財務諸表、四半期連結財務諸表を作成している場合には、その内容が定まり次第、当該書類も開示する。なお、親会社等が外国会社である場合で、個別財務諸表、中間財務諸表、四半期財務諸表を作成していないときには、連結財務諸表、中間連結財務諸表、四半期連結財務諸表のみ開示する。

#### c. 当該親会社等の株式の所有者別状況、大株主の状況、役員の状況

- ・ 有価証券報告書様式（開示府令第3号様式（当該親会社等が外国会社である場合には、第8号様式））の「株式等の状況」における「所有者別状況」及び「大株主の状況」並びに「役員の状況」に準じて記載する。

#### d. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

### 〔開示対象となる親会社等について〕

開示対象となる親会社等については、非上場の親会社等に限定されています。

「親会社等」（\*）とは、原則として、① 親会社、② その他の関係会社及び③その他の関係会社の親会社のことをいいます。ただし、その対象を「会社」のみに限定しており、「組合等」は、開示対象の範囲から除くこととしています。

(\*) 親会社等が複数ある場合には、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社等1社が適用の対象となります。その影響が同等であると認められるときは、そのうち上場会社が選択したいずれか1社が適用の対象となります。

この「親会社等」が国内の金融商品取引所に上場されている株券の発行者である場合又は以下 a～c に該当する場合には、「非上場の親会社等」には該当せず、決算情報を開示する必要はありません。

- a. 当該親会社等が外国の金融商品取引所又は組織された店頭市場において上場又は継続的に取引されている株券（預託証券を含む。）の発行者である場合
- b. 当該親会社等について上場会社との事業上の関係が希薄であり、上場会社が親会社等に係る決算の内容を把握することが困難であると当取引所が認める者である場合
- c. その他当取引所が適当と認める者である場合

※ b のケースに該当する場合としては、例えば、上場会社の株式の買占めを行った敵対的買収者が親会社等に該当することとなるような場合であって、上場会社が当該親会社等の会社情報を把握することが困難なケースが想定されます。この規定の適用を受けて当該親会社等に係る会社情報の開示を行う必要がないとされた上場会社は、事業年度経過後3か月以内に行われる支配株主等に関する事項の開示において、当該免除を求めるに当たって当取引所に提示した理由を開示してください。

#### **【親会社等との連絡体制の整備等】**

- ・ 非上場の親会社等に関する決算情報を開示しなければならない上場会社は、当該親会社等の決算情報を適切に把握できるよう、当該親会社等との連絡体制を整備するなど、適切な開示体制の構築に努めていただくようお願いします。